

平成 21 年度 銃器対策推進計画

平成 21 年 4 月 22 日
銃器対策推進会議

1 銃器摘発体制の強化と取締り関係機関の連携の緊密化

(1) 体制の強化

〔警察庁〕

「組織犯罪対策要綱」に基づき、銃器犯罪組織等に関する情報を一元的に集約するとともに、分析した情報を基に犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略の立案をした上で、一体的な取締りを推進する。

各都道府県警察における銃器対策、薬物対策、暴力団対策及び国際組織犯罪対策等の関係部門の連携を図るため、「情報官会議」等情報を共有するための枠組みを積極的に活用する。

効果的な内偵捜査、捜索を行うための装備資機材の整備・充実を図る。

捜査の一層の効率化を図るため、銃器情報の迅速かつ確実な共有化を継続させる。

銃器捜査員の知識・技術等のレベルアップを図るため、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー等の捜査手法や装備資機材の効果的活用方策等を内容とした実戦的教養を継続して実施する。

いまだ凶悪な銃器使用犯罪が後を絶たない情勢に対応するため、各種機会をとらえて教養を実施し、装備資機材の活用等により、受傷事故防止の徹底を図る。

〔財務省〕

銃器の密輸入に関する情報収集及び犯則調査を一元的に行う担当部門において、銃器密輸入関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織の分析を充実し、監視取締体制の一層の強化を図る。

また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）における情報収集、監視取締体制の充実を図る。

大型 X 線検査装置を始めとする各種 X 線検査装置（移動式・出力可変式等）の有効活用を図るとともに、監視カメラ等の取締機器の整備・充実に努める。

〔海上保安庁〕

全国の管区海上保安本部に設置された「管区本部密輸・密航対策本部」において、銃器等の洋上取引が行われる可能性のある海域における巡視船

艇・航空機等による監視・警戒等の取締りを実施する。

容疑船の継続的な動静監視及び外国船舶に対する立入検査の強化等を目的に、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制の拡充を図る。

速力、搜索監視能力等に優れた巡視船艇・航空機の整備を推進することにより、水際における監視警戒・取締り体制の強化を図る。

銃器事犯等の取締官を育成する研修及び初任の職員を対象とした銃器事犯取締りに係る研修及び訓練を実施する。

現有資機材の有効活用を図るとともに、可搬型監視カメラ等の有効な資機材の整備を図る。

(2) 連携の緊密化

〔警察庁〕

地方機関連絡協議会及び都道府県単位の連絡協議会を積極的に開催して、引き続き連携の強化を図る。

犯罪対策閣僚会議の下に設置された銃器・暴力団犯罪取締り・対策チームにおける申合せに基づき、取締り関係機関との積極的な情報交換に努め、合同摘発の促進を図るとともに、最近の密輸実態を踏まえた実戦的な合同訓練等を行う。特に、税関の薬物銃器取締強化期間及び海上保安庁の密輸・密航水際対策強化月間には更なる連携の強化に努める。

税関及び海上保安庁等関係機関との人事交流を推進する。

〔法務省〕

都道府県単位で設置されている銃器対策推進機関を通じ情報交換を行うなど、事犯摘発の強化に向けた関係機関との連携協調関係を構築するよう努める。

現場レベルの連絡・協議会等に積極的に参加するなどして関係機関との一層の連携の緊密化を図っていく。

〔財務省〕

密輸取締関係省庁による「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、密輸に関する意見・情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。

要注意船舶に対して、警察及び海上保安庁との合同による船内検査、張込み等を積極的に実施する。

警察及び海上保安庁と合同で、銃器に関するクリーン・コントロールド・デリバリーの合同訓練、洋上取引等による密輸入を想定した洋上合同取締訓練を積極的に実施する。

警察、海上保安庁等との人事交流を引き続き実施し、連携の維持、強化を図る。

〔国土交通省〕

港湾事務所の港湾保安調査官や各地方整備局等の保安情報係において、港湾施設管理者、利用者からの情報に基づき、施設の利用状況、船舶動静、問題船の把握に関する情報収集、整理、分析を行い、必要な場合、警察・取締機関に情報提供を行う。

〔海上保安庁〕

地方機関連絡協議会、各都道府県銃器対策推進本部に加え水際対策強化のために開港に設置された港湾保安委員会等を活用し、関係機関との地域レベルでの連携を強化する。

警察、税関等の関係機関と、情報交換を緊密に行うとともに、洋上取引等による密輸入を想定した合同訓練等を積極的に実施する。

事案に応じて巡視船艇・航空機を活用しながら、合同取締り・捜査等海上取締りの一層の推進を図るとともに、関係取締機関との合同立入検査を積極的に実施する。

警察及び税関との人事交流を継続するほか、研修の相互受け入れを推進する。

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

〔警察庁〕

銃器の密輸入、密売、不法所持事犯等は、暴力団を始めとした犯罪組織により組織的・計画的に行われるものであることから、暴力団に係るけん銃事犯の被疑者の検挙及び違法銃器の押収を図るとともに、背後関係を追及して銃刀法の加重処罰規定の活用を図る。さらに徹底した突き上げ捜査及び捜索を実施し、事犯の全容解明と悪性の立証に努めるとともに、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」による銃器犯罪に係る犯罪収益の解明を図る。

〔法務省〕

各種会同等において、全国の検察官に対し、けん銃等に係る事犯の厳正な処分と厳格な科刑の実現に努めるよう指示する。

〔財務省〕

銃器密輸入事犯の犯則調査を一元的に行う担当部門において徹底した調査を実施して、事犯の全容解明及び厳正な処分を行うよう努める。

〔海上保安庁〕

銃器事件の徹底的な突き上げ捜査を実施し、背後関係の解明と余罪の追及に努める。

必要に応じ、クリーン・コントロールド・デリバリー等の捜査手法についても積極的に活用する。

3 水際対策の的確な推進

(1) 摘発の徹底

〔警察庁〕

押収銃器の流通経路、犯行形態の分析等を行い、密輸ルート解明及び摘発につながる情報収集を強化推進する。

密輸容疑者等に関し、事前旅客情報システム（APIS）を活用するほか、税関・海上保安庁等関係機関との情報交換、共同捜査を促進し、水際対策の強化を図る。

〔法務省〕

けん銃事犯関係者に関する出入国記録照会については、引き続き迅速な回答に努める。

〔財務省〕

銃器等に関する密輸入情報の総合的な分析を行い、密輸入ルート及び密輸手法等の解明に努める。

銃器等の密輸入の摘発のため、警察及び海上保安庁と合同による船内検査、張込み等の取締り及びクリーン・コントロールド・デリバリーを積極的に実施する。

監視艇を活用し、銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施する。

爆発物・銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努める。

〔海上保安庁〕

不審な貨物及び要注意船舶等に関する情報収集活動を強化するとともに、洋上取引が行われる可能性のある海域、海岸及び港湾において巡視船艇・航空機を効果的に活用し、監視警戒の強化に努める。

要注意船舶等に関するデータベースの充実強化を図るとともに、情報分析ソフトを活用して、集約した情報を分析評価のうえ、容疑対象船舶等を

絞り込み、効果的な監視・取締りを図る。

銃器の流出するおそれのある国、地域と関係を有する船舶等に対し、関係取締機関と情報を共有するなどして連携を図り、徹底した立入検査等を実施する。

全国、地方レベルにおいて各管区本部の情報収集担当者間及び関係機関の担当者との会合を通じて密輸入の手口等の分析、整理を行い、情報の共有を図る。

押収銃器の分析を推進するとともに、内外関係機関に対する出所照会等を実施し、密輸入ルートの解明に努める。

(2) 検査、審査の強化

〔法務省〕

違反調査を始めとする退去強制手続の過程等において、けん銃等の銃器を発見し、またはそれに関する情報を入手した場合には、警察等関係機関へ速やかに情報提供するなどして捜査に協力することとする。

〔財務省〕

本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、入国旅客等の携帯品に対して、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。

入国検査場内等の巡回の強化により、不審者・不審物の把握に努める。

我が国への輸入貨物等に関する情報を船舶の入港前に入手し、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階から、要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を的確かつ効率的に行い、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。

保税地域の貨物管理者等からの通報体制を強化するとともに、保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い検査を積極的に実施する。

我が国を經由して第三国に輸送されるトランジット貨物等についても、引き続き、必要に応じ検査を行う。

〔経済産業省〕

外国為替及び外国貿易法により、引き続き、銃器について厳正な貿易管理を行う。

(3) 協力の要請

〔警察庁〕

運輸関係団体や漁業関係団体との協力会議を開催して指導と協力要請を行う。また、銃器犯罪、銃器密輸に関するデータを定期的に提供する。

水際監視協力員を招致しての連絡協議会、研修会等を開催し、監視の強化、不審情報の積極的な提供を要請する。

〔財務省〕

財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結する関係業界団体から、銃器等の密輸入情報の入手に努める。

通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、種々の機会をとらえ、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進する。

漁港等に税関職員を派遣し、漁協、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等との連携を強化することにより、銃器等の密輸入情報の入手に努める。

〔水産庁〕

都道府県等を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に対する情報提供等を積極的に行うよう要請を行う。

〔経済産業省〕

外国貿易関係団体(社団法人日本貿易会、社団法人日本荷主協会)を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸の防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷・船舶等に対する情報を積極的に通報するよう、要請する。

〔国土交通省〕

各地方整備局等において、水際対策強化のために開港に設置された港湾保安委員会を活用して、港湾に関係する民間事業者等に、不審な積荷・船舶等に関する情報の積極的な通報を行うよう協力を要請する。

〔海上保安庁〕

海事・漁業関係者及びボランティア団体「海守」等に対し、不審船舶、不審事象について具体例を挙げて説明の上、情報提供依頼を行う。

(4) 国際郵便の検査体制の強化等

〔総務省〕

国際郵便関係施設内において、現場レベルでの連携が図られ、税関による国際郵便物の検査が引き続き効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対して要請する。

万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて、全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底に

よる我が国への銃器の密輸防止への協力を要請する。

財務省の発表資料に基づき、銃器等の密輸仕出国の郵政関係機関に対し、文書を個別に発出し、我が国における銃器の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する。

〔財務省〕

税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう郵便事業株式会社に対し、銃器等の密輸の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを引き続き要請するとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。

4 国内に潜在する銃器の摘発等

(1) 摘発、押収の徹底

〔警察庁〕

都道府県警察間における合同・共同捜査の積極的な推進、計画的な内偵捜査及び徹底した捜索の実施等により、銃器事犯の摘発と違法銃器の押収を推進する。

「けん銃取締り特別強化月間」を設定し、取締り関係機関との連携を密にして銃器取締りを推進する。

インターネットを利用した銃器の不正取引に関する情報収集及び取締りを強力に推進するとともに、不正取引を防止するための広報啓発活動を積極的に行う。

あらゆる機会をとらえて、「けん銃110番報奨制度」等の広報啓発を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。

平成18年の銃砲刀剣類所持等取締法の改正により所持が禁止された準空気銃について、あらゆる警察活動を通じた情報収集及び取締りを強力に推進する。

〔法務省〕

各種会同等において、全国の検察官に対し、国内に隠匿されているけん銃等及びけん銃実包の効果的回収を図るため、けん銃等及びけん銃実包の提出自首減免規定の適切な運用及びいわゆる通信傍受法に基づく捜査手法の積極的かつ適正な運用を指示する。

〔海上保安庁〕

警察、税関等の関係機関と緊密に連携しながら、徹底した内偵捜査等を実施し、銃器事犯の摘発に努める。

(2) 暴力団の関与する銃器の摘発

〔警察庁〕

組織犯罪対策部による情報の一元的管理と各都道府県間の連携を強化するなど、取締体制の充実を図り、暴力団が組織的に管理するけん銃の押収を強力に推進する。

銃器発砲事件及び対立抗争事件の防圧・検挙を推進することで、けん銃による市民社会の危険を排除するとともに、暴力排除活動と連動した銃器根絶活動に努める。

(3) 密造防止の推進

〔警察庁〕

モデルガン及び改造が可能な無可動銃、準空気銃等の流通実態等、ガンマニア等に関する情報の収集に努め、密・改造事犯の防止と検挙を推進する。

〔経済産業省〕

モデルガン、エアソフトガンの製造、販売等の関連業界団体を通じて、製造・販売業者等に対し、武器等製造法等の遵守及びこれらの製品を利用した改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガンの製造・販売の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請する。

5 国際協力の推進

(1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結準備

〔警察庁、外務省、経済産業省〕

国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内担保法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指す。

〔法務省〕

上記国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、関係省庁間における国内法を整備するための作業に協力する。

(2) 諸外国への働きかけ等

〔警察庁〕

銃器密輸と何らかの関係を有すると認められる国の治安機関等との情報

交換等を積極的に行い、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔外務省〕

国連総会に小型武器決議を提出し、採択を目指す。

〔財務省〕

中国、韓国等の税関の密輸情報専門家との密輸情報交換実務者会合を定期的
に開催し、情報交換を含めた税関間の協力を一層積極的に推進する。

世界税関機構（WCO）等の国際会議において、銃器の国際的な不正取
引の防止に関する取組みの促進に貢献する。

銃器を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、主と
してアジア大洋州地域の開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への
受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施する。

〔海上保安庁〕

アジア諸国の海上銃器取締能力の向上を図るため、引続き、JICAの
研修員受入れ事業等の機会を利用して、国際協力を積極的に推進する。

（３）情報交換の促進等

〔警察庁〕

けん銃の仕出地となる可能性の高い地域の法執行機関との連携を密にし、
密輸情報の収集強化を図るとともに、当該国捜査機関との合同捜査を積極
的に推進する。

フィリピンの合法銃器管理や違法銃器対策の能力向上を支援するため、
我が国警察職員を派遣するなどしてODA技術協力を行う。

〔外務省〕

国連や（アジア）地域レベルでの小型武器関連会議等を通じて、非合法
小型武器への対策に関する各国及び地域の現状や取組につき意見交換を行
う。

〔財務省〕

WCOのアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点であ
る地域情報連絡事務所（RILO）の情報交換ネットワーク等を通じて、
銃器等の密輸入に関する情報交換の促進に努める。

銃器等に係る情報交換を促進する規定を盛り込んだ二国間税関相互支援
協定等の締結に向けた取組みに努める。また、既に締結済みの税関相互支
援協定等を活用し、情報交換の促進に努める。

海外における情報収集を強化するため、銃器等の密輸入の仕出地となる
可能性の高い国・地域へ税関職員を派遣し、銃器等の密輸入情報を収集す

るとともに、世界各国の税関当局等との間に構築した情報交換のための国際的なネットワークを活用した情報交換及び実務者による対話を促進していく。

〔経済産業省〕

国際的な輸出管理の会合等を通じて、引き続き小型武器等の移転に関する情報交換の推進に努める。

〔海上保安庁〕

銃器等の密輸入の仕出地となる可能性の高い国・地域へ職員を派遣し、情報交換を促進する。

北太平洋周辺諸国の取締当局との国際協力ネットワークを活用して、情報交換及び実務者交流を促進する。

6 国民の理解と協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

〔内閣官房〕

国民の理解と積極的な協力を求めるため、政府広報の各種媒体を活用して広報を実施する。

〔警察庁〕

マスメディアやインターネット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、最近の銃器情勢や銃器対策について積極的に広報するほか、民間ボランティア団体と緊密に連携して国民の違法銃器拒絶意識の高揚を図るなど、官民一体となった広報啓発活動を推進する。

警察庁において、内閣広報室等と連携してあらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を展開するとともに、銃器犯罪根絶のための大会を開催する。

都道府県においても、銃器対策推進本部を中心とした「違法銃器根絶のための集い」を開催するなど、官民一体となった広報啓発活動を積極的に推進する。

漁業、港湾関係団体等関係業界との連携を強化して、民間からの密輸入情報の提供の促進を図る。

インターネット上のポータルサイト等を利用して、情報受付ダイヤル「けん銃110番」、けん銃情報受付メールアドレスに関する広報啓発活動を積極的に行い、その周知徹底を図る。

猟銃等講習会の開催を通じ、猟銃等の所持者に対して、猟銃等の適正管理や取扱いの基本について指導する。

〔財務省〕

インターネット上の「税関ホームページ」や税関広報ビデオ等を通じて、広く一般国民に対し税関における水際取締対策等を広報する。

密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル（0120-461-961）を積極的に広報し、銃器等を含めた密輸情報の提供を一般国民に広く呼びかける。

薬物及び銃器取締強化期間を中心に、離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に対する税関の密輸取締りにおける役割について広報を行う。

〔水産庁〕

都道府県に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導を行う。

漁業者団体に対し、銃器密輸防止のためのポスターの作成、取締機関と連携した漁業者等への広報啓発のための集会の開催等を要請する。

〔経済産業省〕

猟銃等保安対策講習会の開催等を通じ、猟銃等販売事業者等における猟銃等の適正な管理の推進を図る。

また、ロンドン条約議定書の発効により、廃火薬類の海洋投棄が禁止されたことから、流通段階で発生する廃火薬類のうち、実包・空包等の適正管理の普及・広報活動を行う。

火薬類の危害予防の高揚を目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、けん銃実包を含む火薬類に係る盗難防止措置及び管理体制の点検等の安全確認の徹底を図る。

〔国土交通省〕

国際宅急便を取り扱う業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について協力を要請する。

〔海上保安庁〕

銃器を水際で阻止するため、密輸情報提供リーフレット、ポスターの作成等をするほか、海難防止講習会等の機会を積極的に利用し、銃器の水際阻止の重要性及び銃器事犯に係る情報の提供等について理解と協力を求める。

広報啓発活動を効果的に推進するため、積極的に他機関との連携を図る。

リーフレットを配布するなどして、海の緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、銃器事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びか

ける。

〔環境省〕

各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導する（各都道府県で狩猟期前に実施）。

国から都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請する（狩猟期前に実施）。

（２）対外広報の実施

〔警察庁〕

国際航空会社等の協力を得て銃器持込み防止のための広報を積極的に実施する。

〔財務省〕

旅行会社等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の配布を要請する。

〔海上保安庁〕

外航船舶及び遠洋漁船を取り扱う海外所在の船舶代理店等に対して、我が国への銃器持ち込みを防止するため、啓発活動への協力を依頼する。

（３）許可猟銃等の規制の厳格化

〔警察庁〕

第170回国会において、銃砲規制の厳格化等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が成立したことから、その円滑な施行に向けた作業を進めるなど、引き続き銃砲規制の厳格化のための対策を推進する。